

日バス協業第93号
令和2年4月1日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局自動車局長より、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について、別紙のとおり通達がありました。

本通達は、平成31年1月23日付け、日バス協業第18号で通知した文書に、今回、既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワーク構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直しを協議事項とすることができる旨追加されたことによる一部改正ですので、貴協会においてその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしく願い致します。

担当:業務部 稲田・松浦
TEL: 03-3216-4014
Mail: matsuura@bus.or.jp